

令和8年3月31日 開会

令和8年 第1回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合



## 目 次

報告第 1 号	専決事項の報告について	・・・	1頁
	専決第 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	・・・	2頁
議案第 1 号	令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号）	・・・	5頁
議案第 2 号	令和 8 年度枚方寝屋川消防組合予算	・・・	別冊
議案第 3 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例 の制定について	・・・	25頁
議案第 4 号	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	・・・	28頁
議案第 5 号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	・・・	39頁



## 報告第1号

### 専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年3月31日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 記

- |   |      |                      |    |
|---|------|----------------------|----|
| 1 | 専決事項 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて | 1件 |
|---|------|----------------------|----|

## 専決第1号

### 和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年1月29日専決

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 記

- 1 賠償の額 金 148,500 円
- 2 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
- 3 事件の内容 令和7年11月11日（火）14時55分頃、枚方東消防署長尾消防小隊が秋季火災予防運動に伴う広報パトロールを実施中、枚方市招提大谷3丁目付近の行き止まりにおいて、方向転換をしようとしたところ、車両右側後方上部と建物1階西側雨戸の外枠角が接触し、自車の右側上部赤色灯と相手方建物の西側雨戸及び外壁に損害を与えたもの。
- 4 和解の内容
  - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額と

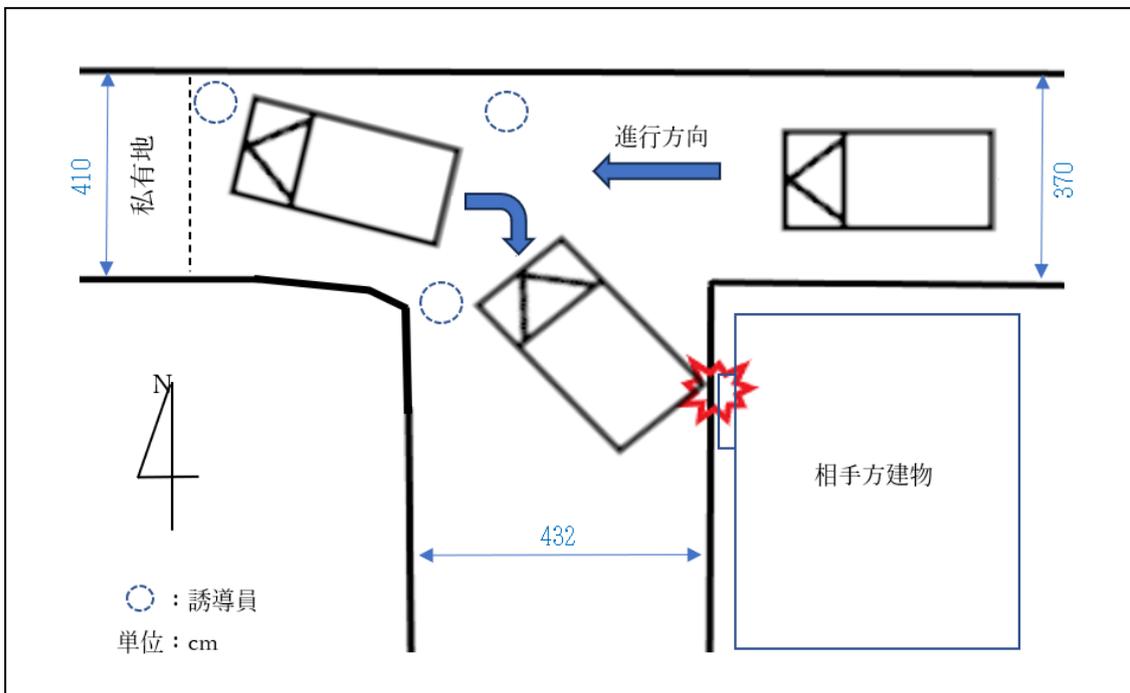
して金 148,500 円を支払う。

- (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故概要図



## 議案第 1 号

### 令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 3 号)

令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,373千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,417,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### (繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

#### (地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日 提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏 見 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,438,368	21,713	7,460,081
	1 負担金	7,438,368	21,713	7,460,081
3 国庫支出金		33,287	▲ 1,416	31,871
	1 国庫補助金	33,287	▲ 1,416	31,871
4 府支出金		8,165	893	9,058
	1 府負担金	8,165	893	9,058
6 寄附金		1,000	300	1,300
	1 寄附金	1,000	300	1,300
8 諸収入		20,656	724	21,380
	2 雑収入	20,646	724	21,370
9 組合債		2,797,500	▲ 8,100	2,789,400
	1 組合債	2,797,500	▲ 8,100	2,789,400
10 繰越金		—	66,259	66,259
	1 繰越金	—	66,259	66,259
歳入合計		10,336,663	80,373	10,417,036

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 消防費		10,100,033	83,192	10,183,225
	1 消防費	10,100,033	83,192	10,183,225
4 公債費		222,296	▲ 2,819	219,477
	1 公債費	222,296	▲ 2,819	219,477
歳出合計		10,336,663	80,373	10,417,036

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	113,091
		大阪府衛星無線等再整備事業	4,370
(参考) 合計			117,461

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

補		正		前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	2,797,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金均等償還	組合財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	2,797,500							

(単位:千円)

補		正		後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	2,789,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金均等償還	組合財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	2,789,400							



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,438,368	21,713	7,460,081		
(項)					
(1) 負担金	7,438,368	21,713	7,460,081		
1. 負担金	7,438,368	21,713	7,460,081	1. 枚方市負担金	13,244
				2. 寝屋川市負担金	8,469
(款)					
3. 国庫支出金	33,287	▲1,416	31,871		
(項)					
(1) 国庫補助金	33,287	▲1,416	31,871		
1. 消防防災施設整備費等 国庫補助金	33,287	▲1,416	31,871	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,416
(款)					
4. 府支出金	17,200	893	18,093		
(項)					
(1) 府負担金	8,165	893	9,058		
1. 常備消防費府負担金	8,165	893	9,058	1. 職員派遣府負担金	893
(款)					
6. 寄附金	1,000	300	1,300		
(項)					
(1) 寄附金	1,000	300	1,300		
1. 一般寄附金	1,000	300	1,300	1. 一般寄附金	300
(款)					
8. 諸収入	20,656	724	21,380		
(項)					
(2) 雑入	20,646	724	21,370		
1. 雑入	20,646	724	21,370	1. 雑入	724

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 枚方市負担金	13,244	1. 枚方市負担金	13,244
		(1) 枚方市負担金 (按分比率 61.0351%)	13,244
		經常経費	54,804
		特別経費	41,560
1. 寝屋川市負担金	8,469	2. 寝屋川市負担金	8,469
		(1) 寝屋川市負担金 (按分比率 38.9649%)	8,469
		經常経費	34,987
		特別経費	26,518
1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,416	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,416
		(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金	▲1,416
1. 職員派遣府負担金	893	1. 職員派遣府負担金	893
		(1) 府立消防学校派遣教官人件費	893
1. 一般寄附金	300	1. 一般寄附金	300
		(1) 一般寄附金	300
1. 雑入	724	1. 雑入	724
		(1) 枚方市派遣職員人件費	85
		(2) 寝屋川市派遣職員人件費	639

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
9. 組合債	2,797,500	▲8,100	2,789,400		
(項)					
(1) 組合債	2,797,500	▲8,100	2,789,400		
1. 消防防災施設整備事業債	2,797,500	▲8,100	2,789,400	1. 消防防災施設整備事業債	▲8,100
(款)					
10. 繰越金	-	66,259	66,259		
(項)					
(1) 繰越金	-	66,259	66,259		
1. 繰越金	-	66,259	66,259	1. 繰越金	66,259
歳 入 合 計	10,336,663	80,373	10,417,036		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 消防防災施設整備事業債	▲8,100	1. 消防防災施設整備事業債 ▲8,100 (1) 消防自動車整備事業 ▲8,100	
1. 前年度繰越金	66,259	1. 前年度繰越金 66,259 (1) 前年度繰越金 66,259	

2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 消防費	10,100,033	83,192	10,183,225	▲523	▲8,100	724	91,091
(項)							
(1) 消防費	10,100,033	83,192	10,183,225	▲523	▲8,100	724	91,091
1. 常備消防費	7,199,590	113,488	7,313,078	893	-	724	111,871
3. 消防施設費	2,899,226	▲30,296	2,868,930	▲1,416	▲8,100	-	▲20,780
(款)							
4. 公債費	222,296	▲2,819	219,477	-	-	-	▲2,819
(項)							
(1) 公債費	222,296	▲2,819	219,477	-	-	-	▲2,819

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 110,507	12. 退職手当 110,507	1. 消防施設の整備事業経費 6,137 (1) 庁舎維持管理費 6,137 ア. 電気料金 6,137
10. 需用費 6,137	5. 光熱水費 6,137	2. 組織体制整備事業経費 108,876 (1) 職員給与等管理費 110,507 ア. 退職手当 110,507 (2) 企画戦略課 庶務運営費 ▲1,631 ア. 電子入札システム使用料 ▲1,931 イ. 基金積立金 300
12. 委託料 ▲1,525	1. 委託料 ▲1,525	3. 消防行政への市民参画の推進事業経費 ▲1,525 (1) 消防広報及び広報活動費(総務関連) ▲1,525 委 ▲1,525
13. 使用料及び賃借料 ▲1,931	1. 使用料及び賃借料 ▲1,931	
24. 積立金 300	1. 基金積立金 300	
10. 需用費 ▲2,888	6. 修繕料 ▲2,888	1. 消防施設の整備事業経費 ▲21,147 (1) 庁舎維持管理費 ▲21,147 ア. 明和出張所女性職員職場環境整備 ▲2,888 イ. 中振出張所水道管全面改修工事設計委託 ▲1,645 ウ. 阪出張所ガス管及び水道管引込工事設計委託 ▲615 エ. 冷暖房機更新工事(寝屋川署) ▲1,980 オ. 枚方署及び枚方東署自家用電気工作物変圧器入替工事 ▲14,019
12. 委託料 ▲2,260	1. 委託料 ▲2,260	
14. 工事請負費 ▲15,999	1. 工事請負費 ▲15,999	2. 消防機械の整備事業経費 ▲9,149 (1) 消防車両等購入費 ▲9,149 ア. ミニタンク車購入費(中振、氷室 各1台) イ. 救急車購入費(寝屋川1台) ウ. 指揮支援車購入費(本部1台) エ. 指揮車購入費(枚方東1台)
17. 備品購入費 ▲9,149	2. 機械器具費 ▲9,149	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利子	12,237	▲2,819	9,418	-	-	-	▲2,819
歳 出 合 計	10,336,663	80,373	10,417,036	▲523	▲8,100	724	88,272

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金、利子及び割引料 ▲2,819	3. 利子及び割引料 ▲2,819	1. 組織体制整備事業経費 ▲2,819 (1) 予算関係費 ▲2,819 ア. 利子 ▲1,819 イ. 一時借入金利子 ▲1,000



# 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(57) 667	26,285	2,730,323	2,459,553	5,216,161	1,041,575	6,257,736	
補正前	(57) 667	26,285	2,730,323	2,349,046	5,105,654	1,041,575	6,147,229	
比 較	(0) 0	0	0	110,507	110,507	0	110,507	

( )内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	105,324	325,724	63,120	97,150	296,138	74,924	704,108
	補正前	105,324	325,724	63,120	97,150	296,138	74,924	704,108
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	592,898	131,474	68,693				
	補正前	592,898	20,967	68,693				
	比 較	0	110,507	0				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
職員手当	110,507	その他の増減分	110,507	職員変動等による増加分 ・退職者の増加に伴うもの 110,507	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	消 防 職 員	
令和8年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	335,544
	平均給与月額(円)	478,941
	平均年齢(歳)	37歳3月
令和7年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	321,716
	平均給与月額(円)	461,828
	平均年齢(歳)	37歳6月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

( )内は、再任用職員で外書き

地方債の前前年度末における  
当該年度末における現在高

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1 普通債 (1) 消防	補 正 前	1,669,930	1,395,170
	補 正 額	—	—
	補 正 後	1,669,930	1,395,170

現在高並びに前年度末及び  
の見込みに関する調書

(単位:千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
2,797,500	210,059	3,982,611
▲ 8,100	—	▲ 8,100
2,789,400	210,059	3,974,511



### 議案第3号

枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例  
の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例  
を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において  
準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月31日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

修学部分休業制度を導入するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の修学部分休業に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が修学部分休業の承認を申請した場合において、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のために必要とされる時間について、30分を単位として承認することができる。ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、30分未満の時間について承認することができる。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校

(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

#### (修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）第41条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第27条の規定に準じて算定した額を減額して支給する。この場合における同条の規定の適用については、同条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額」とする。

#### (修学部分休業の期間の延長の承認)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が第2条第3項に規定する期間を超えない範囲内において承認することができる。  
(修学部分休業の承認の取消事由)

第5条 任命権者は、次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業をしている職員が、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 修学部分休業をしている職員が、正当な理由なく、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。  
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月31日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

自動車等の通勤手当について、新たな通勤距離区分及び駐車場等の利用に対する手当を設けるほか、給料月額を改定するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規則で定める基準」を「任命権者が別に定める基準」に改め、同条第3項中「第1項の規則で定める日の属する年度の末日において55歳を超える職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「規則で定める場合」を「任命権者が別に定める場合」に、「同項」を「第1項」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 第1項の規則で定める日の属する年度の末日において55歳を超える職員
- (2) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの

第34条第1項の表イ項中「次の各号に掲げる区分に定める額」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の通勤距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、第1号から第9号までを削り、同条第2項第2号中「掲げる額」を「規定する額」に改め、同条第4項を削り、同条中第5項を第4項とする。

第34条中第6項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の表ア項左欄または同項の表ウ項左欄に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月あたりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前4項の規定による額

6 前5項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)  
消防職給料表

号給	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
1	円	225,600	246,600	269,600	308,200	366,800	420,700	471,900	525,300	547,900
2		228,000	248,800	271,500	309,200	368,500	422,600	477,200		
3		230,400	251,000	273,600	310,100	370,100	424,500	482,100		
4		232,800	253,200	275,700	311,000	371,700	426,300	486,700		
5		235,100	255,400	277,700	311,600	373,300	428,100	490,700		
6		237,500	257,400	279,000	312,300	375,100	429,900	494,100		
7		239,900	259,400	280,300	312,900	376,600	431,700	497,000		
8		242,100	261,200	281,600	313,600	378,200	433,500	499,500		
9		244,300	263,000	282,900	314,200	379,500	435,100	501,500		
10		246,400	264,700	284,200	314,900	381,100	436,600			
11		248,500	266,400	285,400	315,600	382,700	438,100			
12		250,500	267,800	286,600	316,200	384,200	439,600			
13		252,400	269,200	287,800	316,900	386,100	441,100			
14		254,400	271,000	288,800	317,600	388,000	442,400			
15		256,400	272,300	289,800	318,200	389,900	443,700			
16		258,000	273,700	291,200	319,000	391,700	444,900			
17		259,600	275,100	292,300	319,700	393,200	446,100			
18		261,100	276,300	293,400	320,500	395,000	447,400			
19		262,600	277,500	294,500	321,500	396,700	448,700			
20		264,100	278,600	295,600	322,300	398,300	449,900			
21		265,600	279,900	296,800	323,200	400,000	451,100			
22		267,100	281,000	297,400	324,400	401,400	451,900			
23		268,600	282,200	297,900	325,700	402,800	452,700			
24		270,100	283,300	298,500	327,000	404,200	453,500			
25		271,600	284,600	298,900	328,200	405,600	454,100			
26		272,800	285,900	299,500	329,700	406,800	454,700			
27		274,000	287,100	300,000	331,000	408,000	455,300			
28		275,200	288,300	300,500	332,000	409,000	455,900			
29		276,400	289,200	300,900	332,900	410,100	456,600			
30		277,500	290,200	301,500	334,100	411,300	457,400			
31		278,600	291,300	302,000	335,200	412,400	457,800			
32		279,700	292,300	302,500	336,300	413,500	458,500			
33		281,000	293,500	303,000	337,400	414,200	459,000			
34		282,300	294,100	303,600	338,600	414,900	459,400			
35		283,500	294,700	304,000	339,800	415,500	459,800			
36		284,800	295,300	304,400	340,800	416,200	460,200			
37		285,700	295,700	304,900	341,900	416,800	460,600			
38		286,700	296,300	305,500	343,100	417,400	460,900			
39		287,800	296,900	306,100	344,300	417,900	461,200			
40		288,900	297,400	306,600	345,500	418,300	461,500			
41		290,100	297,800	307,200	346,600	418,700	461,800			
42		290,700	298,400	307,900	347,700	418,900	462,100			
43		291,300	299,000	308,600	348,900	419,200	462,400			
44		291,800	299,500	309,200	350,100	419,500	462,700			
45		292,200	299,900	309,800	351,200	419,800	463,000			
46		292,700	300,400	310,600	352,500	420,100				
47		293,200	300,900	311,400	353,700	420,400				
48		293,700	301,400	312,100	354,900	420,700				
49		294,100	301,900	312,900	356,100	420,900				
50		294,600	302,400	313,900	357,400	421,200				
51		295,100	303,000	314,900	358,700	421,400				
52		295,600	303,500	315,900	360,000	421,700				
53		296,100	304,100	316,900	360,900	421,900				
54		296,700	304,700	318,000	362,200	422,200				
55		297,100	305,400	319,000	363,400	422,500				
56		297,500	306,000	320,000	364,600	422,800				
57		298,000	306,600	321,000	365,700	423,000				
58		298,500	307,400	322,100	367,000	423,300				
59		299,000	308,200	323,200	368,400	423,600				
60		299,400	308,900	324,300	369,800	423,800				
61		299,900	309,700	325,100	371,100	424,000				

号給	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62		300,300	310,500	326,200	372,600	424,300				
63		300,800	311,300	327,300	374,100	424,600				
64		301,200	312,200	328,400	375,500	424,800				
65		301,700	313,000	329,300	376,700	425,000				
66		302,200	313,800	330,400	378,100	425,300				
67		302,600	314,600	331,500	379,400	425,600				
68		303,000	315,400	332,600	380,800	425,800				
69		303,500	316,300	333,600	381,900	426,000				
70		303,900	317,100	334,700	383,100	426,300				
71		304,300	318,000	335,900	384,300	426,600				
72		304,800	318,900	337,100	385,500	426,800				
73		305,300	319,500	337,800	386,800	427,000				
74		305,800	320,400	339,100	388,000					
75		306,400	321,300	340,400	389,200					
76		306,800	322,100	341,700	390,300					
77		307,300	322,700	342,900	391,400					
78		307,800	323,600	344,300	392,600					
79		308,400	324,500	345,700	393,700					
80		309,000	325,500	347,100	394,900					
81		309,500	326,400	348,400	396,000					
82		310,000	327,400	350,000	396,600					
83		310,700	328,300	351,500	397,100					
84		311,300	329,300	353,000	397,600					
85		311,900	330,200	354,400	398,200					
86		312,500	331,200	355,900	398,800					
87		313,200	332,200	357,400	399,400					
88		313,900	333,200	358,800	400,000					
89		314,600	334,100	360,100	400,300					
90		315,300	335,400	361,300	400,800					
91		316,000	336,600	362,500	401,300					
92		316,700	337,800	363,800	401,800					
93		317,200	339,000	365,100	402,200					
94			340,300	366,600	402,600					
95			341,500	368,100	403,100					
96			342,700	369,500	403,600					
97			343,900	370,800	404,000					
98			345,200	372,000	404,500					
99			346,400	373,100	405,000					
100			347,600	374,300	405,400					
101				375,400	405,700					
102				376,500	406,100					
103				377,600	406,500					
104				378,700	406,800					
105				379,900	407,100					
106				380,400	407,600					
107				381,000	408,100					
108				381,600	408,600					
109				382,200	408,900					
110				382,700	409,400					
111				383,100						
112				383,600						
113				384,000						
114				384,400						
115				384,900						
116				385,400						
117				385,800						
118				386,300						
119				386,900						

備考 この表は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(号給の切替え)
- 2 前項の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において消防職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じ、それぞれ同表に定める号給とする。
- 3 前項に規定する職員のうち、切替日に昇格し、又は降格したものの新号給については、同項の規定を適用せず、同項の規定が適用される職員との均衡を考慮して任命権者が別に定める。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 4 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年枚方寝屋川消防組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第 1 号中「第 5 条の規定による改正後の」及び「（以下「新勤務時間条例」という。）」を削り、同条第 2 号中「新勤務時間条例」を「枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例」に改める。

附則第13条中「第 2 条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第14条から第16条までの規定中「新給与条例」を「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例」に改める。

附則第19条中「新勤務時間条例」を「枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例」に改める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	7級 新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	2
17	2
18	2
19	2
20	3
21	3
22	3
23	3
24	3
25	3



新 (改正後)		旧 (現行)	
通勤手当支給対象職員	通勤手当の額	通勤手当支給対象職員	通勤手当の額
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員	66,400円を超えない範囲内で自動車等の通勤距離の区分に応じて規定する額にその者の支給対象期間における月数を乗じて得た額 [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除]	イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員	次の各号に掲げる区分に定める額  ____にその者の支給対象期間における月数を乗じて得た額 (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満 月額2,000円 (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 月額4,200円 (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 月額7,300円 (4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 月額10,400円 (5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 月額13,500円 (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 月額16,600円 (7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 月額19,700円

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(8) <u>通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 月額22,800円</u></p> <p>(9) <u>通勤距離が片道40キロメートル以上 月額25,900円</u></p> <p>ウ [略]</p>
<p>2 定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項の表イ項左欄に掲げる職員 同表イ項右欄に規定する額に規則で定める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項の表ア項左欄又は同項の表ウ項左欄に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当は、支給対象期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項の表イ項左欄に掲げる職員 同表イ項右欄に掲げる額に規則で定める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>[新設]</p>

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月あたりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前4項の規定による額</u></p> <p>6 <u>前5項の規定により通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間内に、規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</u></p> <p>7 <u>[略]</u></p>	<p>[新設]</p> <p>6 <u>[略]</u></p>

## 議案第5号

### 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月31日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

屋外に設置される消費熱量が小さなサウナ設備の分類を行うとともに住宅における感震ブレーカーの設置を促進するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、同条の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の2号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

（6の2）簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号 参考資料

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

新 (改正後)	旧 (現行)
<p><u>(簡易サウナ設備)</u>  <u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものをいう。かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u>  <u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u>  <u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u>  <u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の2まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	<p>[新設]</p>

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 枚方寝屋川消防組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレイカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届けなければならない。届出の内容を変更しようとする者又はこれを廃止したもの(第13号を除く。)に</p>	<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 枚方寝屋川消防組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届けなければならない。届出の内容を変更しようとする者又はこれを廃止したもの(第13号を除く。)に</p>

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>についても同様とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7の2)～(15) [略]</p>	<p>についても同様とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(7) <u>サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7の2)～(15) [略]</p>